

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税13・地方税 17(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目 (国税・地方税(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。</p> <p>《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで)</p> <p>平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (令和 4 年 3 月末まで)</p>
8	適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを旨とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく（1.9人）、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年度 489,992 社</p> <p>平成 28 年度 510,262 社</p> <p>平成 29 年度 531,317 社</p> <p>平成 30 年度 549,545 社</p> <p>令和元年度 585,631 社</p> <p>令和 2 年度 611,984 社</p> <p>令和 3 年度 639,523 社</p> <p>令和 4 年度 668,301 社</p> <p>令和 5 年度 698,374 社</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値(令和 2 年度以降、毎年 4.5%(平成 27 年度から令和元年度の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。</p>
		② 適用額	<p>平成 27 年度 2,768 億円</p> <p>平成 28 年度 2,882 億円</p> <p>平成 29 年度 3,021 億円</p> <p>平成 30 年度 3,142 億円</p> <p>令和元年度 3,409 億円</p>

令和2年度 3,563億円  
 令和3年度 3,723億円  
 令和4年度 3,891億円  
 令和5年度 4,066億円

(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成27年度から令和元年度まで実績  
 29-9  
 和2年度以降は推計値(令和2年度以降、毎年4.5%(平成27年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。

○少額減価償却資産の特例の利用業種(令和元年度)

業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業
割合 (%)	1.9%	0.1%	19.7%	13.7%	7.6%
業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業	
割合 (%)	8.3%	4.2%	1.2%	8.6%	
業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他	
割合 (%)	3.5%	29.2%		2.1%	

③ 減収額

	法人税	法人住民税	法人事業税
H27	265	46	106
H28	273	35	112
H29	290	37	119
H30	302	39	125
R1	325	23	134
R2	340	24	140
R3	355	25	147
R4	371	26	153
R5	388	27	160

単位：億円

(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) をもとにした財務省試算 ※令和元年度については実績値。令和2年度以降は推計値(令和2年度以降、毎年4.5%(平成27年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月